

地方独立行政法人会計基準等研究会開催要領

1 目的

地方独立行政法人会計基準等研究会（以下「研究会」という。）は、地方独立行政法人の会計基準その他地方独立行政法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての調査及び研究を行うことを目的とする。

2 会議

研究会は、総務省自治行政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。

また、研究会とは別に、地方独立行政法人のうち公営企業型地方独立行政法人及び公立大学法人に係る会計基準等を研究するための会議を別に定めるところにより各々開催することとする。

必要に応じて別紙以外の有識者を本研究会に参画させることができる。

3 座長

- (1) 研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

4 調査研究内容

研究会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。

当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。

5 その他

- (1) 研究会の庶務は、関係局室の協力を得つつ、総務省自治行政局行政経営支援室において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。

地方独立行政法人会計基準等研究会開催要領（新旧対照表）

現行	改正後
地方独立行政法人会計基準等研究会開催要領	地方独立行政法人会計基準等研究会開催要領
<p>1 目的</p> <p>地方独立行政法人会計基準等研究会（以下「研究会」という。）は、地方独立行政法人の会計基準その他地方独立行政法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての調査及び研究を行うことを目的とする。</p> <p>2 会議</p> <p>研究会は、総務省自治行政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。</p> <p>また、研究会とは別に、地方独立行政法人のうち公営企業型地方独立行政法人及び公立大学法人に係る会計基準等を研究するための会議を別に定めるところにより各々開催することとする。</p> <p>必要に応じて別紙以外の有識者を本研究会に参画させることができる。</p> <p>3 座長</p> <p>(1) 研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。</p> <p>(2) 座長は会務を総理する。</p> <p>(3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 調査研究内容</p> <p>研究会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。</p> <p>当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 研究会の庶務は、関係局室の協力を得つつ、総務省自治行政局行政課において処理する。</p> <p>(2) この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。</p>	<p>1 目的</p> <p>地方独立行政法人会計基準等研究会（以下「研究会」という。）は、地方独立行政法人の会計基準その他地方独立行政法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての調査及び研究を行うことを目的とする。</p> <p>2 会議</p> <p>研究会は、総務省自治行政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。</p> <p>また、研究会とは別に、地方独立行政法人のうち公営企業型地方独立行政法人及び公立大学法人に係る会計基準等を研究するための会議を別に定めるところにより各々開催することとする。</p> <p>必要に応じて別紙以外の有識者を本研究会に参画させることができる。</p> <p>3 座長</p> <p>(1) 研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。</p> <p>(2) 座長は会務を総理する。</p> <p>(3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 調査研究内容</p> <p>研究会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。</p> <p>当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 研究会の庶務は、関係局室の協力を得つつ、総務省自治行政局行政経営支援室において処理する。</p> <p>(2) この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。</p>

地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会開催要領

1 目的

地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会は、地方独立行政法人のうち公立大学法人に適用する会計基準その他公立大学法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての検討を行うことを目的とする。

2 会議

公立大学法人部会は、総務省自治財政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。

必要に応じて別紙以外の有識者を本部会に参画させることができる。

3 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は会務を総理する。
- (3) 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

4 調査研究内容

公立大学法人部会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。

当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。

5 その他

- (1) 公立大学法人部会の庶務は、自治行政局行政経営支援室の協力を得つつ、自治財政局財務調査課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、公立大学法人部会の運営その他公立大学法人部会に関し必要な事項は部会長が定める。

地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会開催要領（新旧対照表）

現行	改正後
地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会開催要領	地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会開催要領
<p>1 目的</p> <p>地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会は、地方独立行政法人のうち公立大学法人に適用する会計基準その他公立大学法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての検討を行うことを目的とする。</p> <p>2 会議</p> <p>公立大学法人部会は、総務省自治財政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。</p> <p>必要に応じて別紙以外の有識者を本部会に参画させることができる。</p> <p>3 部会長</p> <p>(1) 部会に部会長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。</p> <p>(2) 部会長は会務を総理する。</p> <p>(3) 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 調査研究内容</p> <p>公立大学法人部会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。</p> <p>当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 公立大学法人部会の庶務は、自治行政局行政課の協力を得つつ、自治財政局財務調査課において処理する。</p> <p>(2) この要領に定めるもののほか、公立大学法人部会の運営その他公立大学法人部会に関し必要な事項は部会長が定める。</p>	<p>1 目的</p> <p>地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会は、地方独立行政法人のうち公立大学法人に適用する会計基準その他公立大学法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての検討を行うことを目的とする。</p> <p>2 会議</p> <p>公立大学法人部会は、総務省自治財政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。</p> <p>必要に応じて別紙以外の有識者を本部会に参画させることができる。</p> <p>3 部会長</p> <p>(1) 部会に部会長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。</p> <p>(2) 部会長は会務を総理する。</p> <p>(3) 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 調査研究内容</p> <p>公立大学法人部会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。</p> <p>当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 公立大学法人部会の庶務は、自治行政局行政経営支援室の協力を得つつ、自治財政局財務調査課において処理する。</p> <p>(2) この要領に定めるもののほか、公立大学法人部会の運営その他公立大学法人部会に関し必要な事項は部会長が定める。</p>

地方独立行政法人会計基準等研究会・公営企業型地方独立行政法人部会開催要領

1 目的

地方独立行政法人会計基準等研究会・公営企業型地方独立行政法人部会は、地方独立行政法人のうち公営企業型地方独立行政法人に適用する会計基準その他公営企業型地方独立行政法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての検討を行うことを目的とする。

2 会議

公営企業型地方独立行政法人部会は、総務省自治財政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。

必要に応じて別紙以外の有識者を本部会に参画させることができる。

3 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は会務を総理する。
- (3) 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

4 調査研究内容

公営企業型地方独立行政法人部会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。

当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。

5 その他

- (1) 公営企業型地方独立行政法人部会の庶務は、自治行政局行政経営支援室の協力を得つつ、自治財政局公営企業課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、公営企業型地方独立行政法人部会の運営その他公営企業型地方独立行政法人部会に関し必要な事項は部会長が定める。

地方独立行政法人会計基準等研究会・公営企業型地方独立行政法人部会開催要領（新旧対照表）

現行	改正後
<p>地方独立行政法人会計基準等研究会・公営企業型地方独立行政法人部会開催要領</p> <p>1 目的 地方独立行政法人会計基準等研究会・公営企業型地方独立行政法人部会は、地方独立行政法人のうち公営企業型地方独立行政法人に適用する会計基準その他公営企業型地方独立行政法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての検討を行うことを目的とする。</p> <p>2 会議 公営企業型地方独立行政法人部会は、総務省自治財政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。 必要に応じて別紙以外の有識者を本部会に参画させることができる。</p> <p>3 部会長 (1) 部会に部会長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。 (2) 部会長は会務を総理する。 (3) 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 調査研究内容 公営企業型地方独立行政法人部会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。 当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。</p> <p>5 その他 (1) 公営企業型地方独立行政法人部会の庶務は、自治行政局行政課の協力を得つつ、自治財政局公営企業課において処理する。 (2) この要領に定めるもののほか、公営企業型地方独立行政法人部会の運営その他公営企業型地方独立行政法人部会に関し必要な事項は部会長が定める。</p>	<p>地方独立行政法人会計基準等研究会・公営企業型地方独立行政法人部会開催要領</p> <p>1 目的 地方独立行政法人会計基準等研究会・公営企業型地方独立行政法人部会は、地方独立行政法人のうち公営企業型地方独立行政法人に適用する会計基準その他公営企業型地方独立行政法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての検討を行うことを目的とする。</p> <p>2 会議 公営企業型地方独立行政法人部会は、総務省自治財政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。 必要に応じて別紙以外の有識者を本部会に参画させることができる。</p> <p>3 部会長 (1) 部会に部会長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。 (2) 部会長は会務を総理する。 (3) 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 調査研究内容 公営企業型地方独立行政法人部会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめることとする。 当面は、固定資産の減損に係る会計基準の適用等について調査研究を行うこととする。</p> <p>5 その他 (1) 公営企業型地方独立行政法人部会の庶務は、自治行政局行政経営支援室の協力を得つつ、自治財政局公営企業課において処理する。 (2) この要領に定めるもののほか、公営企業型地方独立行政法人部会の運営その他公営企業型地方独立行政法人部会に関し必要な事項は部会長が定める。</p>